

全国民生委員互助事業給付金申請の時宜について

	種別	申請できる期間（全て発生後1年以内）	申請のタイミング
公務関係	公務死亡	発生後直ちに～	発生後、速やかに申請してください。
	公務傷害 （完治した場合）	完治後直ちに～	完治後、速やかに申請してください。
	公務傷害 （治療中の場合）	発生後1年以内	治療期間がすでに180日以上になっており、①これ以上入院しない時、または、②すでに90日以上入院している場合は、治療中であっても申請してください。 なお、身体欠損、寝たきり等恒久的な機能障害に陥った場合は、加療期間によらず申請できる場合があるので、お問合せください。
	公務疾病見舞	発生後直ちに～	発生後、速やかに申請してください。
一般給付	一般死亡	発生後直ちに～	発生後、速やかに申請してください。
	配偶者死亡	発生後直ちに～	発生後、速やかに申請してください。
	一般傷病 （2ヵ月未満）	完治後直ちに～	完治期間が1か月（30日）以上～2か月（60日）未満で確定したら、速やかに申請してください。
	一般傷病 （2ヵ月以上）	発生から2か月经過後～	治療期間が、2か月（60日）を超えた場合は、治療中でも申請可能です。治療中の場合であっても、2か月（60日）を超えた時点で、速やかに申請してください。
	災害見舞 （居宅、居宅外）	発生後直ちに～	発生後、速やかに申請してください。
	退任慰労 （在任9年未満、 在任9年以上）	発生後直ちに～	発生後、速やかに申請してください。

① 互助給付は、あくまでも民生委員・児童委員が対象です。退任した民生委員・児童委員には給付できませんので、傷害・疾病等により療養していた委員が退任される場合は、退任前に該当する見舞金の給付申請をしてください。

② 「全治期間」とは、傷病・疾病が発生してから完治するまでの日数を指します。通院、入院、自宅療養3つの療養方法全てを含み、発生から完全に治るまでの加療期間です。
例えば、通院が10日間で完治するまで30日を要した場合、自宅療養を含めて全治期間は30日となります。